# 寄稿

# 主要な開発援助機関等による対ベトナム法司法協力の概要

ベトナム長期派遣専門家 弁護士 枝 川 充 志<sup>1</sup>

- 1 はじめに
- 2 過去の海外ドナーの顔ぶれ
- 3 現在の海外ドナーの取組み
- (1) 概要
- (2) 二国間海外ドナー
  - ア KOICA (韓国国際協力団)
  - イ EU (欧州連合)
  - ウドイツ連邦司法・消費者保護省(ドイツ国際協力公社(GIZ)を含む)
  - エ USAID (アメリカ国際開発庁) (2018年12月終了)
  - オ カナダ国際関係省(2018年9月終了)
  - カ その他 (中国など)
- (3) 国際機関
  - ア UNDP (国連開発計画)
  - イ UNICEF (国連児童基金)
  - ウ UNODC (国連薬物・犯罪事務所)
  - エ その他(世銀など)
- 4 ベトナムによる対外法司法協力(南南協力)
- 5 まとめ

## 1 はじめに

対ベトナム法整備支援は、JICAによる技術協力プロジェクトが1996年に開始してからまもなく25年を迎える。この間、ベトナム現地においては様々な開発援助機関等(以下「海外ドナー」という。)がこれに関与してきた。しかしその実情が整理され報告される機会は少ない。司法外交が叫ばれる中、海外ドナーの動向はその展開を考える上で参考になると思われる。

そこで本稿では、私自身が2018年4月に着任以後、直接の聞き取りやベトナム法司 法機関のHPに掲載された記事、海外ドナーのフェイスブックから把握した内容をベース

<sup>「2020</sup> 年を目標とする法・司法改革プロジェクト(以下本文では「本プロジェクト」という。)」派遣専門家。本稿のうち意見に渉る部分は私見であり、筆者の所属する団体や本プロジェクトの見解でないことを申し添える。

に<sup>2</sup>, ここ数年の海外ドナーの対ベトナム法司法協力の概要の紹介をさせていただくことを目的としている。また,ベトナム自身の対外法司法協力についても若干触れさせていただく。なお,本稿は概要に留まるもので,海外ドナーの政治外交的意図や自己の法制度を移植する意図の有無まで触れるものではない<sup>3</sup>。

### 2 過去の海外ドナーの顔ぶれ

(1) 1996年12月に初代長期派遣専門家として着任した武藤司郎弁護士は、現在と異なり、司法省内に常駐していた $^4$ 。司法省内には当時、JICA以外に、GTZ(ドイツ技術協力公社(当時の呼称))、UNDP、ADB(アジア開発銀行)、SIDA(スウェーデン国際開発協力庁)の事務所が存在していた $^5$ 。

また司法省内に事務所はないが、フランスはハノイ法科大学内に「Maison du droit」というプロジェクト用の建物を持ちフランス人弁護士を常駐させていた。他にドイツのコンラート・アデナウアー財団、AusAID(オーストラリア国際開発庁)、CIDA(カナダ国際開発庁)が司法省をカウンターパートとする法整備プロジェクトを実施していた。この当時、主要な海外ドナーや国際機関が対ベトナム法整備に関与していた。6。

(2) 上記から約10年経過した2005年当時<sup>7</sup>, 主に, USAID, AusAID, CIDA, DANIDA (デンマーク国際開発援助), SIDA (スウェーデン国際開発協力庁), 「Maison du droit」, UN機関, EU, 世界銀行, ADBが, ベトナム法司法協力に関与していたことが伺える。その対象は立法支援,制度構築・執行強化,人材育成,司法アクセスである。幅広い内容に万遍なく主要海外ドナーが関与していたと言えよう。ドナー間の会合も開催され情報交換も盛んに行われていたようである。

なお2005年は、2000年以降のベトナム法司法制度の整備状況の評価を踏まえ、中長期にわたる法司法改革への取組みが始まった年でもあった。具体的には、2020年までの戦略をまとめた共産党政治局決議48号法制度整備戦略、同49号司法改革戦略が発表された $^8$ 。当時はこうしたベトナム側の動きに各海外ドナーが呼応していたような機運を感じる。以下にあるとおり、2020年時点での海外ドナーの顔ぶれは相当程度

<sup>2</sup> この限りの情報であるため、その内容に自ずと限界があることをあらかじめお断りさせていただきます。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 金子由芳「アジアの法整備と法発展」((株) 大学教育出版,2010年4月),香川孝三・金子由芳編著「法整備支援論 制度構築の国際協力入門」((株) ミネルヴァ書房,2007年4月)に、モデル法の意義やこれがベトナムに与えた影響、国際金融機関のモデルとの対立などについての論考があり興味深い。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> JICAの技術協力で派遣される専門家は、一般に、相手国協力機関に所属しており、かつ同機関内に 勤務している。1996 年から始まった法整備プロジェクトは、当初は司法省内にオフィスがあったが、1999 年12 月から始まる「法整備支援プロジェクトフェーズ2」以降における専門家の人員増に伴い同オフィス が手狭になったことから、司法省外に事務所を構えるようになった。

<sup>5</sup> 現在(2020年7月末)、ベトナム司法省内に事務所を構えている海外ドナーはいない。

<sup>6</sup> 以上の内容は,武藤司郎「ベトナム司法省駐在体験記」(信山社,2002年3月)34頁以下を参照した。なお,当時の海外ドナーの法整備支援の特徴は同書の「JICAによるベトナム法整備支援と他のドナーの法整備支援との違い」(40頁以下)に詳しく紹介されている。

 $<sup>^7</sup>$  森永太郎・法務省法務総合研究所国際協力部長からの情報に基づく。同部長は 2004 年 5 月から 2007 年 3 月まで、「法整備支援プロジェクトフェーズ 3」のチーフアドバイザーであった。

<sup>\*</sup> これら戦略の概要は、伊藤文規「ベトナム統治機構、司法制度の概観」(ICDNEWS第28号 (2006.9))22 頁以下参照

変遷している。

#### 3 現在の海外ドナーの取組み

## (1) 概要

2005年当時と異なり,2018年4月以降に把握できた二国間の主要な海外(DAC) $^9$ ドナーとして,「KOICA」「EU」「ドイツ連邦司法・消費者保護省(GIZを含む)」がある。「USAID」「カナダ国際関係省」による協力もあったが,既に終了している。上記DACドナー以外には中国の動きもある。国際機関としては,主に「UNDP」「UNICEF」「UNODC」が中心である。以下では,それぞれの活動内容等を見ていきたい。

なおドナー間会合について、当職が把握できる範囲で本プロジェクトが参加したものとして、2016年頃までUNDPを中心とした法司法分野の不定期のドナー会合が開催されていたようである。当職が赴任した2018年4月以降、このような会合は開催されていない  $^{1011}$ 。

## (2) 二国間海外ドナー(以下、順不同。)

## 7 KOICA 12

## (ア) 協力名

The Project for Improvement of the Transparency and the Quality of Adjudication in the Vietnam people's court

#### (イ) 協力期間

2019年~2022年までの4年間

#### (ウ) 協力機関

ベトナム人民最高裁判所、具体的には裁判所学院、各人民裁判所

## (エ) 目的と内容

目的は裁判の透明性と質の改善である。主な協力内容は、第一に、裁判官の能力強化。 具体的には、裁判所学院の教官向けにトレーナーズ・トレーニングを実施している他、 韓国への本邦研修、同学院で使用する学生向けテキストブックの作成支援を実施して

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 二国間ドナーが行う開発協力活動の実績はODAとしてカウントされる。この枠組みを定めているのはOECDのDAC (開発援助委員会)である。外務省HP令和元年6月10日付「OECD開発援助委員会」(2020年7月12日閲覧)https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac/dac\_gaiyo.htmlによれば、DAC加盟国は、OECD加盟国(36か国)中の29か国にEUを加えた30メンバーからなっている。韓国は2010年1月に加盟している。同HPによれば中国は加盟していない。

 $<sup>^{10}</sup>$  2018 年 2 月にドナー間のランチミーティングが開催されている。2019 年 1 月にUND P で聴き取りをした際、最近、ドナー会合は行われていないとし、同時点で司法省を主たるカウンターパートとするドナーはJICAとEU・UND P のみであるため(なお他にKOICAやGIZ等は存在するが、司法省がカウンターパートでないことから念頭においていないようであった。),あえてドナー会合を開催する必要がない旨の指摘があった。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 2019 年 4 月には、最高人民裁判所がドナー会合を主催し、KOICA、米国大使館、日本大使館・JICAプロジェクト、EU、UNDP、UNICEF、UNODCの参加があった。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 2018 年 10 月 11 日及び 2019 年 6 月 28 日に行った聴き取りの他, その際の入手資料, ベトナム最高人民裁判所のHP等を参照。

いる。

第二に、裁判所のIT化。電子事件管理、ソフトウェアによる事件自動配転システム (Random case allocation)、裁判所利用者のため事件情報照会サービスに対する支援を行っている。

## (才) 特徵等

韓国大法院(いわゆる最高裁)とベトナム最高人民裁判所との間には長期の協力関係がある。同大法院は重点的にベトナム法整備に取り組んでいる由である。現在,同大法院から裁判官1名と司法IT専門家(Judicial Information Technology)1名がKOICA経由で派遣されている。歴史的には,これまで10年以上にわたり継続して裁判所学院の施設整備や同学院で裁判官のトレーニングを行ってきている。

本プロジェクトはKOICAと適宜連絡を取り合ったり、最高人民裁判所主催のセミナー等に必要に応じて共に参加する関係にある。

#### (カ) その他

上記とは別に、韓国法務部(いわゆる法務省)とベトナム司法省は2012年に協力の覚書を交わしている。これまでに目立った協力はないようである。2019年10月、同覚書の更新合意をしている。今後、KOICAを通じてベトナム司法省を対象とした研修が韓国で予定されているようである。

## イ EU<sup>13</sup>

#### (ア) 協力名称

JULE (Justice and Legal Empowerment Programme in Vietnam)

#### (イ)協力期間

2018年11月~2020年11月14

### (ウ) ベトナム側協力機関

a 主宰機関

司法省

#### b 関連機関

国会,最高人民裁判所,最高人民検察院,ベトナム弁護士連合会,公安省,労働 傷病兵社会省,ベトナム法律家協会(VLA)

#### (エ)目的及び内容

上位目的は、より信頼・信任され改善された司法システムを通じた法の支配の強化である。具体的目的として、脆弱層、特に女性、子ども、少数民族、貧困層への司法アクセスの強化を設定している。SDG16、SDG5、自由権規約との関連が意識されている。

その上で、次の4つの成果が設定されている。すなわち、「成果1」として、人々

 $<sup>^{13}</sup>$  2018 年 10 月 12 日ローンチングセレモニー資料, 2019 年 5 月 24 日に行った $\mathrm{EU}$ , 2020 年 7 月 8 日に行った $\mathrm{Ox}$  f a m, それぞれからの聴き取りを参照。

 $<sup>^{14}</sup>$  2020年7月8日のOxfamからの聴き取りによれば、2022年までの延長が決まったとのことである。

の権利意識・理解,権利行使方法の向上,「成果2」として,法的助言,法律扶助, 民事刑事事件における法定された代理人へのアクセスの強化,「成果3」として,リー ガルエンパワメント及び司法アクセスのための法制上の枠組みの改善,「成果4」と して,司法セクターにおける廉潔性及び透明性の向上である。

この4つの成果に向けた活動を、「UN(UNDP、UNICEF)」を実施機関とする「PAGODA」 $^{15}$  コンポウネントと、国際NGO「Oxfam」を実施機関とする「JIFF」 $^{16}$  コンポウネントに分けて実施している。

前者「PAGODA」は主に前述した協力機関を対象とし(政府機関との間の協力),後者「JIFF」は非政府組織に対する資金協力(民間団体との間の協力)を行っている。つまり,政府・民間双方の二本柱で実施する枠組みとなっている。また「PAGODA」「JIFF」両者協働で一つのテーマについて取り組んでいる場合もある  $^{17}$ 。

### (才) 特徵等

EUは主に資金提供をしており、実施は上記のとおりUN機関及び国際NGOによる。UN機関は各成果の下でテーマ設定を行いセミナーやワークショップ等を開催、国際NGOはテーマを決めて民間団体から案件を公募し、これを選定の上、選定団体に対し資金協力や能力強化を行っている。

年に1度、MOJ・EU・UNDPを共同議長として、法司法分野における政策対話を行う建て付けとなっている。他に、全関係者が参加しEU JULEについて年間活動計画を承認するプログラム運営委員会がある。

## ウ ドイツ連邦司法・消費者保護省18(以下「ドイツ司法省」という。)

(ア) 協力名称

Three year Cooperation Program with the Rule of Law Dialogue

(イ) 協力期間

2019年から2022年4月

- (ウ) 協力機関
  - a 主宰機関 ベトナム司法省
  - b 関連機関
  - (a) ベトナム側

最高人民裁判所,最高人民検察院,首相府,公安省,労働傷病兵社会省,ベトナム弁護士連合会,ベトナム法律家協会,公証人協会,ハノイ法科大学等

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup>「PAGODA」は「the EU Pillar-Assessed Grant or Delegation Agreement」の略称。UNDPとEU間の資金協力の枠組みを指すようである。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup>「JIFF」は「the Justice Initiatives Facilitation Fund」の略称である。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> たとえばベトナムの裁判外紛争解決の仕組みであるグラスルーツ和解への取組がある。「グラスルーツ和解(調停と訳される場合もある)」については、JICAベトナム六法の「ベトナムのグラスルーツ和解に関する関連法規」参照のこと。左記記事には掲載されていないが、2013 年には「グラスルーツ和解法」が制定されている(35/2013/QH13)。

<sup>18 2020</sup> 年 5 月 28 日に行った駐越ドイツ大使館での聴き取り及び入手資料を参照。

#### (b) ドイツ側

ドイツ司法省,ドイツ国際法律協力基金 (IRZ),ドイツ連邦弁護士連合会,GIZ,連邦家族高齢者青少年女性省,ドイツ連邦銀行,コンラート・アデナウアー財団 (KAS),フリードリッヒ・エーベルト財団 (FES),ドイツ学術交流会等

## (工) 協力内容

協力分野は多岐に渡る。具体的には「刑事・刑事訴訟法」「民法・民事訴訟法」「商事・ 労働法」「行政手続・行政訴訟・関連行政法」「国際協定・条約」「法曹実務家の能力強化」 「首相府の強化(後述のGIZによる)」「大学教育(ハノイ法科大学)」である。基本 的には、上記ドイツ側の協力機関がベトナム側の協力機関との間で直接協力を行って いる。上記分野の下、個別にテーマ設定し毎年約30程度の協力活動に合意している。 また毎年、両国間で政策対話(ラウンドテーブル)を行っている。

協力形態としては、ワークショップやトレーニングの開催、調査、ドイツへのスタ ディーツアーからなる。

## (才) 特徴等

本プログラムの下,両国政府は,2019年10月,2019年 $\sim 2022$ 年4月までの3年間の計画に合意した。本プログラムの枠組みは両国政府の間で2008年に合意して以降,2009年から3年単位で協力計画に合意し継続している。

ドイツ司法省がとりまとめを行い,本プログラムを傘にして対ベトナム法司法協力が行われている。しかし個別活動は各実施機関間のやりとりに委ねられている。

- (カ)上記のうちODA実施機関であるGIZについて<sup>19</sup>
  - a 協力名称

Support to the Office of the Government in Legal Affairs

- b 協力期間
  - 2013年から2018年,延長して2020年まで $^{20}$ 。
- c ベトナム側協力機関

首相府

#### d 協力内容

毎年活動計画を首相府との間で合意している。延長後の2018年以降は、「1 法規範文書発行プロセス・国家機構組織・市民の権利に関する法規範文書の質の改善」「2 市場経済制度の改善・法の支配整備のための法規範文書:法規範文書の制定・発行のためのプロセス・手続きの改定」「3 法規範文書整備に資する調査や文献整備」「4 法制定活動及び法の支配を実施するため首相府法律局及び他局の能力強化」を重点テーマとし、これらの下で具体的なテーマを設定し、セミナーやトレーニングを中心に協力を行っている。

<sup>19 2018</sup> 年 5 月 30 日, 2019 年 5 月 22 日 (G I Z 本部による評価ミッション) に行った聴き取りや入手資料, 適宜の情報交換を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 2020 年 8 月から 2023 年 7 月までの 3 年間の新規プロジェクトを実施予定との由 (2020 年 7 月末現在)。

把握できる限りでは、当該年度に国会に提出される法案に関する意見聴取のセミナーやワークショップが多く行われている。

2019年9月には、日本のJICE (国際協力センター) に委託し、日本において Urban Government をテーマとする研修を実施した。

### e 特徴

GIZは2007年以来、首相府を中心に協力を行っている。首相府が国会提出 法案のとりまとめを行っていることに着目し、毎年、ベトナム立法計画に搭載され た法案を中心に地方調査やセミナーをしている。他に首相府向け執務参考用のハン ドブック等も作成している。

本プロジェクトはGIZと適宜連絡をとりあったり、首相府主催のセミナー等に必要に応じて共に参加する関係にある。

## エ USAID<sup>21</sup> (2018年12月に終了<sup>22,23</sup>)

USAIDの協力は「GIG (Governance for Inclusive Growth;ギグ)プログラム」として実施されていた。プログラム目標は「より広範な基盤に基づく持続的成長促進のためのガバナンスの向上」とされ、目的は「①貿易と投資促進、②競争力の改善、③法の支配の発展及び司法の効率性の改善、④より効率的な行政及び財政管理の支援、⑤社会経済統合の推進」とされていた。

協力期間は2013年12月~2018年12月である。主宰機関は司法省である。 関連機関として、国会事務局、商工省、財務省、計画投資省、国家監査事務局があった(他 にアドホック機関として、最高人民裁判所、最高人民検察院、党中央経済委員会、党中 央内政委員会などにも協力。)。このプログラムは、米国系コンサルタント会社が実施し ていた。

なお、前身の「STAR (Support for Trade Acceleration)」プロジェクトは貿易 関連のプログラムが中心であり、ベトナムのWTO加盟(2007年)と前後して、 2001年から2013年まで実施されていた。後継であるGIGではガバナンスも含 めたより幅広いプログラムとなった。そのため国会や裁判所など含めた機関が協力機関 とされた。

## オ カナダ国際関係省 (Global Affairs Canada) <sup>24</sup> (2018年9月に終了)

2013年から「NLD (National Legislative Development)」プロジェクト<sup>25</sup>を実

<sup>21 2018</sup>年10月29日の聴き取りやHP等を参照。

 $<sup>^{22}</sup>$  2018 年 11 月 6 日にクロージングカンファレンスが開催され、活動概要の紹介や教訓についての説明がなされた。招待を受け本プロジェクトからも参加した。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 2020 年 9 月 3 日に行われた駐越米国大使館の Law Enforcement and Justice Program Coordinator との協議では、ベトナム政府との間で、2016 年 5 月に「Law Enforcement and Criminal Justice Sector」における協力協定を締結しており、今後、最高人民裁判所、最高人民検察院との協力に注力するとの由。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 本プロジェクトの 2018 年 1 月の中間レビュー時のインタビューを主に参照。2018 年 10 月に聴き取りのアポを取るべく連絡したところ、前月 9 月に本文記載の理由で終了した旨知らされた。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> カナダNLDプロジェクトのプロジェクトマネージャー Mr. Jacob Gammelgaard 氏は,過去ベトナムにおいて,デンマークやEUの法司法関連プロジェクトに関与していた。2019年5月にEUで聴き取りをした際,同氏は,EUJULEの下,UNDPのプログラムに協力している旨言及があった。

施していた。しかし2018年9月末をもってカナダ国際関係省の方針により突如終了した。もともとの協力期間は2020年9月までであった。

カナダ側の実施機関はカナダ国際関係省であり、ベトナム側は司法省を主宰機関として、国会法律委員会、首相府、財務省、商工省、農業農村開発省である。

主な内容としては、政策策定、政策策定を中心とした立法プロセスの強化などである。 活動概要としては、戦略的計画策定、政策調整、法案の起草、体系化・法典化からなっていた。

NLDプロジェクトは主に司法省を相手に立法プロセスの改善を中心とした関与をしており、2015年法規範文書発行法の改正にも関与、起草ハンドブックの作成に協力するなどしていた。

### カ その他

## (ア) 中国

ベトナム最高人民裁判所のHP記事によれば,2018年5月に中国最高人民法院 との間で覚書を交わしたとの報告がなされている $^{26}$ 。人材育成やIT化,判例などで経 験共有を行っていくとの内容になっていた。

2019年4月には、本プロジェクトと最高人民裁判所の協力により開催された調停・対話法案<sup>27</sup>に係る国際会議において、同裁判所のアレンジにより、中国最高人民法院司法改革室の副室長がパネリストの1人として招聘された。

#### (イ) その他の国々

交流レベル・アドホックな協力と思われるものとして、本プロジェクトの協力機関であるベトナム司法省をはじめ、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会<sup>28</sup>、それぞれにおいて、アメリカ、イギリス(UK Prosperity Fund)、オーストラリア、フランス、イタリア、ロシア、シンガポール等のASEAN諸国、様々な国のカウンターパート機関との交流・協力関係がある。

#### (3) 国際機関(以下、順不同。)

# 7 UNDP 29

## (ア) 協力概要

UNDPベトナムが主に扱っている分野は「環境」「社会経済発展」「ガバナンスと参加」である。「ガバナンスと参加」において、①司法、②PAPI(Vietnam Provincial Governance and Public Administration Performance Index)<sup>30</sup>. ③平和と安定

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 2018 年 5 月 3 日~ 5 日, ベトナム最高裁長官が訪中した際, 中国最高人民法院との間でMOUに署名。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 2020年6月16日に国会にて採択された(58/2020/QH14)。2021年1月1日より施行。

<sup>28</sup> 最近では2019年8月,マレーシア弁護士会,ロシア連邦弁護士連合会とそれぞれ協力協定を締結している。

<sup>29 2019</sup>年1月7日に行った聴き取りを参照。

<sup>30</sup> UNDPとベトナム祖国戦線, NGOにより実施されている全国 63 の中央直轄市・省のパフォーマンス指標。市民に対する対面調査をもとにしている。2009 年に3省から開始され、その後拡大し、2011 年から全国 63 の市・省を対象に毎年実施されている。主な指標として、①地方レベルでの市民参加、②地方での意思決定における透明性、③説明責任(Vertical Accountability)、④公的部門の汚職対策、⑤公共行政手続、⑥公共行政サービスからなる。2018 年から⑦環境ガバナンス、⑧ e ガバナンスの指標が加わった。

が取り扱われている。インターセクトラルなイシューとして,ジェンダーや人身取引, 人権関係も扱っている。

## (イ) 上記①「司法」分野について

上記①乃至③のうち、主たる活動は①「司法」である。その具体的内容はEU JULEの「PAGODA」である。その概要はEU記載部分を参照のこと。

#### (ウ) その他

上記以外に、UNDPは、英国のUK Prosperity fund からの支援を受け、ASE AN諸国を対象とした地域プログラムとして「Promoting a Fair Business Environment in ASEAN in 2018-2021」<sup>31</sup> を実施している。拠点事務所はUNDPバンコクである。

ターゲット国は、ASEAN諸国のうち、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイである。上記 UK Prosperity fund からの資金は4年間で総額12億ユーロとされている。

ベトナムでは、反汚職 (Anti-corruption)、ビジネス統合 (Business Integrity)、 救済メカニズム (Redressing Mechanisms) の枠組みで実施されている。ビジネス統 合についてはVCCI (ベトナム商工会議所)等を相手とし、救済メカニズムについ ては、経済統合加速の中での紛争の増加に加え、内容において複雑さや多様性が増す ことが予想されることから、外国判決や外国仲裁判断の執行に焦点を当てている。

## イ UNICEF<sup>32</sup>

#### (ア) 協力概要

UNICEFは、前記「EU JULEによる枠組み」と、Justice for Children として「司法省との協力枠組み」によって実施されている。

「EU JULEによる枠組み」についてその概要は前記EU JULEのとおりである。この中で2019年は、コミュニケーション手法、法律扶助、子どもに優しい司法制度、女性子ども被害者保護、法執行者・検察官・裁判官の能力強化、子ども司法データ、政策対話等について取り組んでいた。このうち「子どもに優しい司法制度」についてUNICEFは、最高人民裁判所と協力し、ホーチミン市と南部ドンタップ省をパイロット地域として指定し、それぞれの人民裁判所において、家庭・未成年者法廷の開設とともに、警察、ソーシャルワーカー等との間の協力関係構築支援をしている。

Justice for Children としての「司法省との協力枠組み」については、司法省を主 幸機関とし、最高人民裁判所、最高人民検察院、公安省、ベトナム法律家協会等と協力活動を行っている。協力期間は2017年から2021年までである<sup>33</sup>。2019年には触法少年に関する法令の作成支援、警察との間での子どもに優しい取調室のモデ

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup>「Promoting a Fair Business Environment in ASEAN」にて検索可。

<sup>32 2018</sup>年11月12日に行った聴き取りや、2019年6月26日に行った協議及び入手資料などを参照。

<sup>33 2019</sup> 年 6 月 26 日の協議の際, UNICEFは Justice for Children について中間レビューを行っていると ころであり, 2022 年から 2026 年までのプログラムを形成していきたいと述べていた。

ルの評価、未成年者やジェンダーを意識した法律扶助モデルの検討、未成年の犯罪被 害者などのデータ収集普及に関するガイドラインの制定支援などを行っていた。

#### (イ) その他

本プロジェクトでは、2019年2月、UNICEFの案内により、UNICEFが協力を行っているドンタップ省の労働傷病兵社会局や県警察事務所での取組みや、窃盗事件を起こした子どもの家庭訪問を行い、子どもの保護のためコミュニティーがどのような関与を行っているかについて説明を得る機会を得た。またこれに併せて、同省にて本プロジェクトが行った最高人民裁判所との活動「家庭裁判所制度に関するセミナー」(日本の家事手続きや家裁調査官制度・仕事の紹介等)にUNICEFスタッフが参加するなどして、相互交流を行った経緯がある。

また2019年10月にはEU JULEのプログラムの一環である政策対話について、EU・UNICEFと司法省の政策対話に招待を受け参加した他、互いの個別活動について必要に応じ案内し合う関係となっている。

## ウ UNODC 34

## (ア) 協力概要

UNODCがベトナムで行っている協力は次の5つのプログラムからなる。主な協力機関は公安省、最高人民裁判所、最高人民検察院、司法省である。

- ① 国際的な組織犯罪 (transnational organized crime) 不正取引, 人身売買, 密輸, 野生動物の不正取引, 国境管理について, 法執行機 関へのトレーニング等を行っている。
- ② テロ対策 (terrorism prevention) ベトナム自体が比較的安全であるため、このプログラムへの協力活動は限定的である。
- ③ 反汚職及びマネー・ローンダリング (anti-corruption and money laundering) 刑法,汚職防止法の改正プロセスに関与した他,最高人民裁判所,最高人民検察院,法執行機関との間で、マネー・ローンダリングのトレーニング等を行っている。
- ④ 刑事司法 (criminal justice) 犯罪被害者支援に関する刑事司法職員に対するトレーニングや法令の制定,電子証拠の手続きに関する能力強化,DVの早期対応チームのグラスルーツレベルでの導入等を行っている。
- ⑤ 麻薬需要削減 (drug demand reduction) とHIV/AIDs 予防の観点から、刑務所でのヘロイン中毒者にメタドン療法を実施している。具体的にはタイグエン省のフーソン刑務所をパイロットとしている。HIV/AIDsについても予防の観点からの協力を行っている。

ICD NEWS 第84号 (2020.9)

<sup>34 2019</sup>年5月21日の聴き取りや公開資料を参照。

#### (イ) その他

本プロジェクトでは、UNODCと協働して、2017年7月には司法省とともに「Consultation workshop on the Finalization of the Child Sexual Exploitation in Travel and Tourism — An Analysis of Domestic Legal Frameworks」と題するワークショップを、及び2019年8月には最高人民検察院ととともに「女性と子どもが被害にあう刑事事件における検察官の争訟スキル」と題するワークショップを開催した経緯がある。

# エ その他

世界銀行 <sup>35</sup> は、IDA (国際開発協会) 融資をもって、2016年から天然資源環境省との協力において「Project for Improved Land Governance and Database」を行っている。多目的土地情報システムの整備を主たる要素としている。他に、IFC (国際金融公社) が破産法改正支援を行った経緯があるようである。

### 4 ベトナムによる対外法司法協力(南南協力)

(1) ベトナム自身による法司法協力としては、ラオスとの関係があげられる。いわば南南協力である<sup>36</sup>。

ア ベトナム司法省はラオス司法省との間で2015年から2020年までの協力プログラムに合意している。2018年以降の動きとして、同年3月にベトナム・ラオス間でPMU (Project management unit)を設置、ベトナム司法学院がラオス国立司法研修所関係者を受入れ民事判決執行のトレーニング、公証に係るトレーナーズ・トレーニング等を実施している。なお2017年11月には、ベトナム・ラオスの両司法省間の協力35周年式典が行われた。

また、ベトナム最高人民裁判所及びラオス最高人民裁判所は2008年に協力の覚書を交わしている。近いところでは2018年8月にベトナム最高人民裁判所長官がラオスを、2019年7月及び9月にはラオス最高人民裁判所長官がベトナムをそれぞれ訪問している。そして同7月末からラオス人民裁判所の裁判官の短期トレーニングがベトナムで予定されていた。

以上は当職が把握している限りでしかないが、両国の法司法関係機関の交流は様々な レベルで活発に行われていると思われる。

イ 関連して、本プロジェクトにおいてもベトナム・ラオス間の協力の橋渡しをしている。2017年6月にはラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)が主催した「Law Forum with Vietnamese Professors and Experts in Vientiane」と題する

<sup>35</sup> 世銀ベトナムのHP記事を主に参照。なお、世銀ベトナム事務所は「日本社会開発基金(JSDF: Japan Social Development Fund)」を活用し、女性や少数民族等、社会的脆弱層に対する法的支援の拡充、質の向上を目的として、地方における Legal aid officer の能力強化を実施するプロジェクトを計画しており、2020年7月末現在、検討段階にある。「日本社会開発基金」は日本政府が拠出し世銀内に創設された基金であり、世銀が運営している。https://www.worldbank.org/ja/country/japan/brief/japan-social-development-fund(2020年7月27日閲覧)

<sup>36</sup> 本稿の記載内容は、ベトナム司法省、ベトナム最高人民裁判所のHP記事をもとにしている。

フォーラムに、ベトナム司法省民事経済法局関係者とともに参加し、2018年2月にはラオスでの「第4回民法に関するローフォーラム」へ同様に前記司法省関係者ともに参加、さらに2019年9月には、ベトナム最高人民検察院関係者とともにラオスでの刑事訴訟法に関するローフォーラムに参加した。

(2) 他に国境を接するカンボジアや、社会主義国であるキューバ<sup>37</sup> との交流・協力関係もあるようである。

#### 5 まとめ

(1) 海外ドナーの顔ぶれの変遷からわかるように、海外ドナーによる対ベトナム法司法協力の位置付けは時代とともに変化していると言えるであろう。二国間の伝統的なドナーのうち英米法系の国は交流レベルに留まっており、大陸法系ではEUやドイツ司法省が担う格好になっている。

対ベトナム法司法協力全般を行っているのは、EU (UN機関を活用),ドイツ司法省,JICAである。KOICAは一定の歴史を有しつつも、その協力は最高人民裁判所の一点集中型である 38。そしてその存在感は増している感がある。また同様にGIZも、ドイツ司法省のプログラムの中で、単体としてみれば首相府のみを協力相手としている点が特徴的である 39。

各ドナーの協力方式の最近の傾向は、多くの場合、単発のセミナーやワークショップ、 二国間ドナーの場合は加えて本国での研修という形態が多いように思われる。これはベトナム側がこのような方式を望んでいることにも起因するように思える 40。

さらに、KOICA、ドイツ司法省、JICAによるプログラム/プロジェクト、いわゆる二国間ドナーによる協力は自国のリソースを中心に活用した形で行われている <sup>41</sup>。しかしそれ以外は、特に国際機関は言わずもがなであるが、現地及び海外コンサルタントを活用する方式が一般的である。他方で、EUが国際NGOを活用している点は興味深い。また、ドイツ司法省やEUのプログラムには、政策対話を行う枠組みが組み込まれている。政府・地域代表機関ゆえの取組みのようにも思える。

(2) なお蛇足ではあるが、各海外ドナーを訪問する際、冒頭で記載した共産党政治局決議 48号・49号に対する認識・関連を努めて聞くようにした。ベトナム法司法機関は両決 議に基づきさまざまな取組みを行っているからである。しかしこれを意識して協力を行っ

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> 2019 年 3 月のベトナム最高人民検察院のHP記事によれば、キューバ最高検察院との間には 2013 年以来協力関係があり、2019 年 3 月、2019 年から 2 年間の協力プログラムに合意した由である。

<sup>38 2018</sup>年10月当時,KOICAベトナムに聴き取りを行った際,KOICA全体としてはASEANの中でもCLMV諸国を重視しているが,法司法分野ではベトナムをもっとも重視しているとのことであった。

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> 本プロジェクトの協力機関は,司法省,首相府,最高人民裁判所,最高人民検察院,ベトナム弁護士連合会である。

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> しかしこのような単発のセミナーやワークショップ(呼び方は異なるものの、ベトナムでは両者ともある一定数の人数を集めて講義又は発表、質疑を行う形式といってよい。)を中心とした協力形態が、海外ドナーの協力のあり方として妥当なのか否かは検討すべき問題としてあるように思う。

<sup>41</sup> なお,GIZは日本でOOG向け研修を実施したように,必ずしも自国のリソースにこだわっていないようである。

ている海外ドナーは必ずしも多くなかった。そもそも両決議の存在を知らない機関もあった。

また多くの海外ドナーは司法省を主宰機関としている。本プロジェクトとの重複が気になるところであるが、カナダやUSAIDのプロジェクトとは立法プロセスを扱った点で一部重複するところがあったものの<sup>42</sup>、これらが終了したいま、重複しているところはほぼないことを各機関との聴き取りの中で確認している(重複の是非については、それをどのような視点から論ずるかによって評価は異なるように思える。)。

さらに本稿作成時点(2020年7月末)で、海外ドナーでコロナ禍に関連した法司法に関する追加的な取組みを行っている機関の存在は確認できなかった  $^{43}$ 。

<sup>42</sup> カナダNLDプロジェクトやUSAID・GIGプログラムは、立法プロセスへの取組みを行うにあたり立法機関である国会を協力機関として入れていた。これは本プロジェクトと異なる点である。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> 2020 年 6 月付で、UNDPベトナム及びUN WOMENベトナムは、「SUMMARY REPORT COVID-19 Socio-economic Impact on Vulnerable Households and Enterprises in Viet Nam: A Gender-sensitive Assessment」を発表している。